

豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金の交付に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成)

第2条 市長は、新たな種目のスポーツイベントを通じて、多種多様なスポーツに市民が親しむ機会を提供する団体に対し、予算の範囲内で当該事業に要する経費の一部を助成することができる。

2 市長は、前項に規定する助成を、公募により行うことができる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アーバンスポーツ エクストリームスポーツの中で都市での開催が可能なものであり、音楽やファッションなどの要素も加わったもの
- (2) エクストリームスポーツ 速さや高さを極限まで追求し、華麗な離れ業を競い合うスポーツ

(助成対象者)

第4条 この要綱による助成の対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 複数の者によって構成される団体
- (2) 行政が事務局に参加していない団体
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体ではないこと
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと
- (5) 特定の政治上の主義及び宗教の教義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主な目的とする団体ではないこと。また、これらに該当する団体の下部組織、関連組織ではないこと
- (6) 「豊中市出資法人等見直し指針」に規定する市の出資法人等ではないこと

(助成対象事業)

第5条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市が実施する他の制度による助成を受け入れている又は受ける予定の事業を除く。

- (1) アーバンスポーツであって、助成対象団体が本市内において行う事業であること
- (2) 事業の対象（参加者）に中学生以下を含む事業であること

- (3) 営利を目的としない事業であること
- (4) 関係法令に適合すること
- (5) 助成金の交付決定を受けた日から、助成金の交付決定を行った日の属する年度（以下「助成対象年度」という。）内に実施する事業であること
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い及び信者を強化育成することを主たる目的とする行為をしない事業であること
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反することを主たる目的とした行為をしない事業であること
- (8) 公職選挙法に規定する特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした行為をしない事業等であること

（助成対象経費）

第6条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、第5条に規定する助成対象事業に直接要する経費のうち、市長が認めたもので、助成対象年度内に支出されたものとする。ただし、会場予約に必要な前払いの使用料等、市長が特に必要と認めた費用についてはこの限りではない。

2 前項の助成対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。

（助成金の額）

第7条 助成金の額は、助成対象経費の合計額の2分の1とする。ただし、1事業あたりの助成上限額は、30万円とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 助成金の額を決定するにあたり、第10条の意見を踏まえ、第1項の規定に基づき算出した額から減額する場合がある。

（公募）

第8条 公募は、市のホームページへの掲載のほか、市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 公募は、毎年度1回行うものとする。ただし、市長が適当と認めるときは、予算の範囲内で複数回行うことができる。

（助成金の交付申込）

第9条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申込団体」という。）は、所定の申込期間内に、次に掲げる書類を添えて、豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金交付申込書（様式第1号）（以下「交付申込書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合は、添付書類の提出を省略することができる。

- (1) 豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金事業計画書（様式第2号）
- (2) 豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金事業予算書（様式第3号）
- (3) 構成団体一覧表（複数の団体で構成するものに限る。）

- (4) 申込団体の中心となる団体の役員名簿
- (5) 申込団体の中心となる団体の定款、会則その他これらに類するもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申込団体が過去に第15条第1項第4号に基づく決定の取消し等を受けている場合、市長は、申込みを棄却することができる。

(審査)

第10条 審査は、豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金審査委員会設置要綱に基づき設置された、豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。ただし、緊急、その他やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

2 審査委員会は、交付申込書及びその添付書類について、審査基準に基づき審査するものとする。また、審査の採点結果が得点率50%未満の場合は不交付とする。

3 審査委員会は、必要に応じて、申込団体に対して聞き取り調査を行うことができる。

(決定等の通知)

第11条 市長は、助成金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申込団体に通知するものとする。

2 市長は、助成金の不交付を決定したときは、豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該申込団体にその旨を通知するものとする。

(申込みの取下げ)

第12条 前条第1項の規定による決定の通知を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、当該通知に係る助成金の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から30日以内に豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金取下げ申込書（様式第6号）を市長に提出することにより、申込みの取下げを行うことができる。

2 市長は、前項の規定による取下げ申込書が提出されたときは、それを受理し、豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金取下げ受理通知書（様式第7号）により、当該申込団体にその旨を通知するものとする。

3 前項の規定により申込みの取下げを受理したときは、当該申込み及び申込みに係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(計画書等の変更)

第13条 交付決定団体は、第9条各号に定める申込書類（以下「計画書等」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市と協議しなければならない。

2 協議後、変更手続きをする場合は、変更後の計画書等を添えて、豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金事業変更申込書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、変更内容が軽微であると市長が認める場合にはこの限りではない。

- 3 市長は、前項の変更申込書の提出を受けたときは、計画書等の変更を認めるか否かを決定するものとする。
- 4 市長は、計画書等の変更を認めると決定した場合において、当該決定に係る交付決定額を変更する必要があるときは、当該交付決定額の範囲内でその額を変更することができる。
- 5 市長は、計画書等の変更を認めることを決定したときは、その旨（前項の規定により交付決定額を変更したときは当該変更した交付決定額を含む。）を豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金事業変更決定通知書（様式第9号）により交付決定団体に通知するものとする。
- 6 市長は、計画書等の変更を認めないと決定したときは、その旨を書面により交付決定団体に通知するものとする。

（決定の変更）

- 第14条 市長は、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、その決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 市長は、前項の規定に基づき決定の変更を行ったときは、その旨（前項の規定により交付決定額を変更したときは当該変更した交付決定額を含む。）を前条第5項に定める様式第9号により交付決定団体に通知するものとする。

（決定の取消し）

- 第15条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消す（以下「決定の取消し」という。）ことができる。
- (1) 助成金を当該助成対象事業以外の用途に使用したとき
 - (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく市長の指示に違反したとき
 - (3) 助成金の全部又は一部を使用しなかったとき
 - (4) 当該交付決定事業において偽りその他不正な行為があったと認められるとき
 - (5) 第16条各号の書類において、社会通念上、交付の決定及び額が適当でないと判断したとき
 - (6) その他特別の必要が生じたとき
- 2 市長は、前項の規定に基づき決定の取消しを行ったときは、その旨（第20条の規定により助成金の返還を命ずるときは、返還額及び納期を含む。）を豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金交付決定取消通知書（様式第10号）により交付決定団体に通知するものとする。
 - 3 前2項の規定は、交付決定事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（実績報告）

- 第16条 交付決定団体は、当該交付決定事業が完了したときは、完了した日の翌日から起算して30日以内（完了した日の翌日から起算して30日を経過する日が助成対象年度の3月31日を越える場合は、3月31日まで）に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときはこの限りではない。

- (1) 豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金実績報告書（様式第 1 1 号）
- (2) 豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金事業決算書（様式第 1 2 号）
- (3) 豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金事業出納簿（様式第 1 3 号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定及び通知）

第 1 7 条 市長は、前条の実績報告書等に基づき助成金の額を確定し、豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金交付額確定通知書（様式第 1 4 号）により、その旨を交付決定団体に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第 1 8 条 前条の規定による通知を受けた交付決定団体は、速やかに豊中市アーバンスポーツ推進事業助成金交付請求書（様式第 1 5 号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付時期）

第 1 9 条 助成金の交付は、第 1 1 条の規定による助成金の交付を決定した事業（以下「交付決定事業」という。）の完了後に行うものとする。

（助成金の返還）

第 2 0 条 市長は、計画書等の変更を認めると決定したとき及び決定の変更並びに決定の取消しを行った場合において、当該計画書等の変更の決定及び決定の変更並びに決定の取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を交付決定団体に命ずることができる。

（帳簿等の整理）

第 2 1 条 交付決定団体は、当該事業に係る収入及び支出に関する帳簿並に証拠書類を常に整備し、助成対象年度の翌年度以降 1 0 年間保存しなければならない。

（指示及び検査）

第 2 2 条 市長は、当該助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定団体に対し、随時、当該助成金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

（その他の事項）

第 2 3 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。